

令和4年度自治功労者表彰式

☎総務課 ☎53・2111

11月15日（火）役場村民ホールで自治功労者表彰式が行われました。

本村発展のため、行政・議会・税政・教育等において多年にわたり献身的なご尽力を賜り、また、公共の福祉の向上に多大なるご貢献、ご支援をいただいた皆様に表彰状が授与されました。

式典では箭内村長から「皆様方の惜しみないご協力が今日の泉崎村の発展、行政の推進、教育・文化の礎を築いたと言っても過言ではありません」と深い敬意と感謝の言葉が述べられました。今年度の受賞者と功績は次のとおりです。

【特別功労】

◆中野目正治氏

平成15年10月から泉崎村議会議員として5期17年間在職し、うち2期6年議長を務め、地方自治の発展に寄与されました。

【自治功労】

◆小林昭氏

平成21年9月27日から令和3年9月26日までの12年間にわたり、泉崎村固定資産評価審査委員会委員を務められ、うち、平成22年12月からは委員長職にあたり、本村の行政運営に多大なる貢献をされました。

【善行功労】

◆梅宮吉男氏

令和3年11月19日に梅宮吉男文庫図書購入資金として多額の金員を寄附され、本村の教育・文化の推進に大いに寄与されました。

◆株式会社京葉興業 代表取締役 鈴木宏和氏

令和3年12月10日に泉崎村教育費資金として多額の金員を寄附され、本村の教育・文化の推進に大いに寄与されました。

◆株式会社福南建設 代表取締役社長 吉田喜洋氏

令和4年7月19日に泉崎村教育費資金として多額の金員を寄附され、本村の教育・文化の推進に大いに寄与されました。



表彰式にご出席された皆様

固定資産評価審査委員会委員の選任について

☎税務課 ☎53・2113

令和4年12月定例議会において、議会の同意を得て固定資産評価審査委員会委員に穂積一身氏、大塚恭一氏が再任されました。任期は、令和4年12月21日から3年間です。

～固定資産評価審査委員会とは～

市町村に置かれる行政委員会であり、中立的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定を行うために設置されています。

泉崎村では3名の委員から構成されており、各委員の任期は3年間となります。



大塚恭一氏（左）と穂積一身氏（右）

塗装(ペンキ)工事なら

見積り無料

【工事内容】

塗装工事一般・各種吹付住宅内外・店舗・高層ビル・工場設備塗装・店舗什器・家具塗装

塗装の事なら何でもご相談下さい

*職人(経験者)見習い募集中

県知事許可(般-2)第27330号

塗装工事一般・各種吹付・家具塗装

MBK・エム美装工芸社

(労大臣認)一級建築塗装技能士(95-1-060-07-11)

☎969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地

☎0248(53)4066 FAX(21)6678

所得税・住民税の申告相談について

問 税務課 ☎ 53・2113

期 間 令和5年2月9日（木）～令和5年3月15日（水）土・日・祝日を除く

受付時間 午前の部 8：30～11：30 午後の部 13：00～15：30

会 場 泉崎村役場 村民ホール

【日程表】

2月	自治組合等の名称		3月	自治組合等の名称	
	午前	午後		午前	午後
9（木）	公的年金を受給されている方 ※		1（水）	瀬知房後、富内	下原、愛宕町
10（金）	公的年金を受給されている方 ※		2（木）	屠胴原1、2、3	庭渡神社
13（月）	公的年金を受給されている方 ※		3（金）	八雲神社	八雲神社
14（火）	新宿	下宿	6（月）	踏瀬上、踏瀬1	二原、踏長
15（水）	館、小林	中宿、八丸	7（火）	踏瀬2、3	新道、離山
16（木）	富久保、天王山	桧内	8（水）	高屋、根岸	寄川、坊頭窪
17（金）	都橋、谷地久保	外ノ入、中ノ内	9（木）	太田川1	太田川2
20（月）	新田上、中	新田下、烏川、観音山	10（金）	太田川3、4	太田川5、6
21（火）	堂ノ下1、2	堂ノ下3、4、5	13（月）	共栄1、2	長峯1、2
22（水）	上町上1	上町上2、山寺	14（火）	十軒、十軒前	十軒前1、休場山
24（金）	上町中	昭和、下町1の1	15（水）	予備日	
27（月）	下町2、3	下町4、南栄	地区割りはあくまでも目安ですので都合の良い日にご来場ください。		
28（火）	瀬知房上、中	瀬知房下			

必要な書類等

- ▶ 番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）
- ▶ 所得税の還付がある方は通帳
- ▶ 給与や報酬、年金収入がある方は、源泉徴収票の原本
- ▶ 給与や年金以外に収入がある方は、関係帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て
- ▶ 控除がある方は、該当する控除の領収書原本や証明書類の全て
- ▶ 税務署からハガキ等が送付されている場合はその書類

所得がなかった方でも申告が必要な場合があります

前年中に所得がなかった方や、所得が非課税基準額以下で住民税が課税されない方でも、住民税の申告内容が、国民年金保険料の減免や、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定資料になりますので、申告してください。

また、申告がないと、年金・児童手当などの受給申請などの申請に必要な住民税の証明書（所得証明書等）を発行できませんので、証明書の必要な方も申告してください。

そ の 他

申告相談は、事業主又はその事業内容に詳しい方が行いましょう。

農業・営業・不動産等の収支内訳書は、事前に記帳・計算したものをお持ちください。

医療費控除を受ける方は、人ごと・医療機関ごとに金額を計算したものをお持ちください。

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和4年分の確定申告では、公的年金を受給されている方（事業所得のない方）を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。

詳細は配付しましたチラシをご覧ください。

《カードの受取がお済でない方へ》

マイナンバーカードの申請がお済の方で、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の
手続きをお願いいたします。カードのお受取にはご予約が必要です。

※平日の来庁が困難な方は、**1月28日(土)** マイナンバーカード申請・交付窓口を開設します。休日窓口の開
庁時間は9:00~16:00(最終受付15:30)です。

《マイナポイント第2弾について》

マイナポイントはマイナンバーカードをお持ちの方が好きなキャッシュレス決済サービスで利用できるポ
イントです。最大で**20,000円相当のポイント**が受け取ることができます。住民生活課では、マイナポイント
申込のサポートもしております。サポートをご希望の方は予約が必要です。サポートのご予約・お問い合わせは
住民生活課までお電話ください。

※令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請、または取得された方が対象です。(延長になりました。)

※マイナポイントの申請期限については、国から改めて公表される予定です。

◆持参いただくもの

- ・マイナンバーカード
- ・好きなキャッシュレス決済サービス
- ・暗証番号(数字4桁)
- ・キャッシュカード又は通帳(公金受取口座未登録の方)

《マイナンバーカード個別出張申請を開始します》

村内にお住まいの方で役場への来庁が困難な方、または
地域団体等でご希望があれば、村職員がご自宅等に出向い
てマイナンバーカードの申請を受け付けます。カードは後
日ご自宅に郵送、または、村職員がご自宅までお届けす
るかお選びいただけます。

※地域団体等の方は5名様以上からご対応します。

実施日時は希望日時に応じて、原則平日の午前9:30
~午後4:00までの間で実施します。詳細はお問い合わ
せください。

《マイナンバーカード交付率について》

国では、令和4年度末までにすべての国民が保
有することを目標として、普及に努めています。

泉崎村は全国の交付率と比べて普及が進んでい
ない状況です。

マイナンバーカード交付率

全国	53.9%
福島県	50.0%
泉崎村	47.0%

(11月末現在)

《マイナンバーカードでできること》

1 **本人確認書類になる!**

2 **コンビニで各種証明書が取得できる!**

3 **健康保険証としても使える!**
泉崎南東北診療所でもご利用いただけます。

4 **マイナポイントももらえる!**
最大20,000円相当のポイント

5 **新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用!**

6 **オンラインで行政手続!**

7 **「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに!**
行政機関などからのお知らせを受け取ることができます。

8 **民間のサービスでも使える!**

マイナンバーカード
既取対応機種も
拡大中!

ますますベンリに!
マイナンバーカード!
スマホにカード機能が増量!
※2022年度中(予定)
運転免許証、電子処方箋と一体化!
※2024年度末(予定)

こども医療助成制度の窓口無料化について

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

令和5年2月診療分から全国の医療機関等の窓口で、健康保険証とあわせてこども医療受給資格証を提示することにより、原則として医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができます。1月下旬に黄緑色の受給資格証を発送いたしますので、令和5年2月からは、新しい受給資格証をお使いください。

なお、今回拡大されるのは、社会保険に加入している方が対象になります。国保と国保組合に加入の方の対象地域は、福島県内の医療機関等になります。村国保加入の方には、受給資格証の発送はありませんので、これまでどおり保険証のみを提示し、受診してください。

また、窓口無料（現物給付）に対応していない医療機関等がある場合は、これまでどおりの方法（償還払い）（※）により助成を受けることになります。

※医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して村に申請することで後日、保護者負担額を除いた額を助成すること。

家屋滅失届について

☎ 税務課 ☎ 53・2113

◆家屋を取り壊した場合は届出が必要です

建物または建物の一部を取り壊した場合、所有者は「家屋滅失届」の提出が必要です。

固定資産税は毎年1月1日に所有している資産に対して課税されます。年度の途中で取り壊した建物については、翌年度から課税されませんので、取り壊した場合は、速やかに届け出を行ってください。届け出がない場合は課税されることがありますので、ご注意ください。

なお、登記されている建物は白河法務局での手続きとなり、未登記家屋は村役場税務課での手続きとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

◆住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります

住宅が建っている土地（宅地）は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用されており、固定資産税が減額されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れることとなります。

水道メーターの検針にご協力ください

☎ 建設水道課 ☎ 53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。メーター検針の支障にならないよう、下記につきましてご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにしてください。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつないでください。

検針員がメーターに近づくことができず、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期を迎えました。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

～冬期水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一カ所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いします。

《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住所	電話番号
(有) ウナガミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼千	関和久字瀬知房5	54-1101
木戸設備	関和久字漆久保6	53-3268
草野設備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)鈴木設備工業	泉崎字前畑17	53-2301
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》 ※私道の除雪は行いません。

・村道：村役場建設水道課

☎0248-53-2114

・県道：福島県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486



お客様の喜び

ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1

TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限会社 **齋藤電工**

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1

TEL 53-2914 FAX 53-4566

令和5年4月より延長窓口等のサービス内容が変更になります 問総務課 ☎53・2111

コンビニ収納や証明書等コンビニ交付及びキャッシュレス収納サービス等の利用拡大に伴い、令和5年4月より延長窓口等のサービス内容を変更させていただきます。なお、平日の延長窓口を火・木曜日の19:00までとし、仕事帰りでも窓口の利用が可能となります。詳しくは下記の内容をご覧ください。
※各種サービスでの手続きが困難な場合は事前にご相談ください。

◆令和4年度までのサービス内容

①住民生活課・税務課窓口延長サービス

土日祝日 8:30~16:00
平日 17:15~18:00

- ・住民生活課サービス：各種証明書の発行（戸籍、住民票、印鑑証明等）
- ・税務課サービス：収納・各種証明書の発行（収納、納税・課税証明、資産証明、評価証明、所得証明、非課税証明、公課証明、土地家屋名寄帳、軽自動車納税証明等）

②コンビニ収納サービス（24時間対応）

コンビニで各種税金及び使用料の納付ができます。

- ・固定資産税、村民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢保険料
- ・水道、農集排等の使用料

③証明書等コンビニ交付サービス（6:30~23:00）

全国のコンビニ（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ）で各種証明書等の交付ができます。

- ・住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し等



◆令和5年度からのサービス内容

①住民生活課・税務課窓口延長サービス（令和5年4月1日より変更）

日曜日 8:30~12:00
火・木のみ 17:15~19:00

- ・住民生活課サービス：各種証明書の発行（戸籍、住民票、印鑑証明等）
- ・税務課サービス：収納・各種証明書の発行（収納、納税・課税証明、資産証明、評価証明、所得証明、非課税証明、公課証明、土地家屋名寄帳、軽自動車納税証明等）

②コンビニ収納サービス（24時間対応・継続）

コンビニで各種税金及び使用料の納付ができます。

- ・固定資産税、村民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢保険料
- ・水道、農集排等の使用料

③証明書等コンビニ交付サービス（6:30~23:00・継続）

全国のコンビニ（セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ）で各種証明書等の交付ができます。

- ・住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し等

④キャッシュレス収納サービス（令和5年5月1日からの新サービス）

QRコード付きの納付書（導入時に詳しくお知らせします。）でクレジットカードやスマホのアプリ等での公共料金の支払いが可能になります。

※①~④のサービスでの手続きが難しい場合は事前にご相談ください。



確かな信用、確かな技術

上下水道・設備工事・土木とび工事

「株式会社 兼 千」

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign 富永看板店

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52
TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264
E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp

成年後見制度について(その1)

☎ 泉崎村成年後見支援センター ☎ 54・1600

◆成年後見制度とは？

＜自分一人ではよくわからない そんな時でも安心して暮らしていくために＞


知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいる
 いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。今後、「広報いずみざき」の紙面を活用し、
 制度の内容について、数回に分けてご紹介します。



認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由があり、一人で決めることが心配な方々は、
 財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど)や身上保護(介
 護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの
 法律行為を一人で行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪
 徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような一人で決めることに不安のある方々を法的
 に保護し、支援するのが成年後見制度です。

◆成年後見制度を使ったケースを見てみましょう

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
利用しない場合	最近、使うことのない高額な商品を買ったり、キャッシュカードの暗証番号を忘れてたりして手続きができなくなった。	知的障がいがあり家にあったことを忘れて、同じものを買ってしまうことが増えた。ひとり暮らしではなく、施設等に入所した方がよいのか、自分では判断できない。	悪質業者からの電話があり、だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきたので、今後だまされないか心配だ。	将来、自分が認知症になったときには、だれが支えてくれるのか不安だ。 



利用した場合	成年後見人等が自分の代わりに銀行で手続きをしてくれた。これからの生活は成年後見人等が自分と一緒に考えてサポートしてくれるので安心だ。	成年後見人等が相談にのってくれた。そして自分のできることを、苦手なことを一緒に整理して、サポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることになった。	たとえ間違えて契約してしまったとしても成年後見人等がその契約を取り消してくれる。	子が任意後見人になってくれた。息子が法的な立場においても私をサポートしてくれることになったので心強い。
--------	--	---	--	---

〈参照：厚生労働省ホームページ「成年後見はやわかり」〉

令和4年4月に『泉崎村成年後見支援センター』が保健福祉総合センター内に開設されました。

「成年後見制度」に関するご相談は、『泉崎村成年後見支援センター』までお寄せください。

◆電話番号：0248-54-1600 (〈兼〉泉崎村地域包括支援センター)

◆時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 (土日祝日、年末年始を除く)

日本酒「愛郷の輝き」 新酒できました！

☎ 産業経済課 ☎ 53・2430

日本酒「愛郷の輝き」の令和4年度の新酒ができました。醸造元は、今年も全国新酒鑑評会金賞受賞酒蔵である有賀醸造。泉崎村産の酒造好適米「夢の香」を使用し、精米歩合は60%。那須連峰の豊かな自然が育んだ名水で醸造したフルーティーで飲みやすい純米吟醸酒です。

泉崎村の酒店やコンビニ、スーパー、各販売所にて好評販売中です。どうぞ御賞味ください。



村政に対してより一層のご理解をいただくために、「泉崎村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

(なお、ここに用いている数値は、令和4年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」および「地方公共団体定員管理調査」などを基にしたものです。)

職員の任免および職員数に関する状況

【職員数の状況】

(1) 職員採用の状況 (令和4年4月1日)

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	4人	2人	6人
技能労務職	0人	0人	0人
計	4人	2人	6人

(2) 事由別退職者数 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

定年	勤奨	普通	死亡	懲戒	合計
1	0	2	0	0	3

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和4年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減	増減理由
		R3	R4		
一般行政	議会	1	1	0	
	総務	13	16	3	新規採用及び異動増員
	税務	4	4	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	6	1	新規採用
	商工	1	1	0	
	土木	3	3	0	
	民生	4	5	1	異動増員
	衛生	5	5	0	
小計	36	41	5		
特別行政	教育	17	16	▲1	異動欠員不補充
	小計	17	16	▲1	
公営企業等会計	水道	1	2	1	異動増員
	下水道	0	0	0	
	その他	5	5	0	
	小計	6	7	0	
合計		59	64	5	

【年齢別職員構成の状況】 (令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	3人	7人	2人	3人	6人	9人	16人	9人	6人	0人	64人

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

【勤務時間の状況】

(令和4年4月1日現在)

勤務時間	1日	7時間45分 (午前8時30分～午後5時15分) ※正午～午後1時は休憩時間
	1週間	38時間45分

【年次休暇の取得状況】

(令和3年1月～12月)

平均取得日数 5.0日

【介護休暇取得の状況】

(令和3年度) 0人

職員の休業に関する状況

【育児休業の取得の状況】

(令和3年度) 0人 ※年度内における新規取得者

職員のサービスの状況

職員は、法令及び上司の命令に従い、村民全体の奉仕者として、その職務を遂行しなければなりません。服務規律の確保のため、交通事故防止等に関する通知を行い、職員への周知徹底を図っています。

職員の分限および懲戒処分の状況

【分限処分の状況】

分限処分とは、職員が勤務成績不良、心身の故障などのため十分責務を果たせない場合に職員の意に反して行う処分です。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注) 令和3年4月1日～令和4年3月31日の集計

【懲戒処分の状況】

懲戒処分とは、公務員にふさわしくない行為や果たすべき義務に反した場合に、道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0	0	0	0	0

(注) 令和3年4月1日～令和4年3月31日の集計

職員の人事評価の状況

平成29年4月から人事評価制度を導入しました。導入にあたり、全職員を対象に制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を実施しました。

職員の福祉および利益の保護の状況

【福利厚生】の状況

(令和3年度)

区分	受診者数
定期健康診断(年1回)	58人
人間ドック	0人
その他検診(子宮頸がん、乳がん)	12人
ストレスチェック(年1回)	55人
計	125人

【公務災害】の状況

(令和3年度)

認定件数 1件

職員の研修の状況

(令和3年度)

区分	受講者数
一般研修(ふくしま自治研修センター主催)	8人
能力開発研修(ふくしま自治研修センター主催)	8人
計	16人

職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月1日から営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対し、在職時の職務に関して、一定の影響力を背景に職務上の行為(契約、許認可等)をするように、またはしないように要求するなどの働きかけが禁止されました。また、元職員から働きかけを受けた職員は、届出を行うよう義務化しています。

職員の給与の状況

【人件費】の状況

(令和3年度)

住民基本台帳(R4.4.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率(B/A)
6,261人	4,148,245千円	366,841千円	718,207千円	17.3%

※人件費については、職員給与のほか、議員報酬、各種委員報酬、会計年度任用職員給与等が含まれています。

【職員給与費】の状況

(令和3年度)

職員数(A)	給与費				一人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
60人	212,199千円	35,391千円	79,896千円	327,486千円	5,458千円

【職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢】の状況

(一般行政職)

(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
泉崎村	329,800円	382,746円	45.4歳
福島県	327,000円	413,935円	42.9歳

【職員の初任給】の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	
泉崎村	186,500円	153,900円	151,400円

【特別職の報酬等】の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
給料	村長	783,000円
	副村長	590,000円
	計	6月期 1.6月分 12月期 1.6月分 計 3.2月分
報酬	議長	311,000円
	副議長	249,000円
	議員	225,000円
計	6月期 1.6月分 12月期 1.6月分 計 3.2月分	

【職員手当】の状況

(令和4年4月1日現在)

手当名	支給額等		
扶養手当	扶養親族の人数に応じて支給 《支給月額》 ▷配偶者 6,500円 ▷子 10,000円 ▷父母等 6,500円		
住居手当	借家に居住する場合にその家賃額に応じて支給 《支給月額》 上限28,000円		
通勤手当	交通機関、自動車等を利用して通勤する場合にその距離に応じて支給(片道2km以上) 《支給月額》 ▷交通機関 64,000円を超えるときは、運賃等相当額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額 ▷自動車 通勤距離に応じた額 上限60,700円		
管理職手当	課長級以上の管理職に支給 《支給月額》 職に応じた額 31,800円~42,600円		
期末勤勉手当	▷支給日 6月30日、12月10日 ▷年間支給月数 4.25月 (6月期 2.125月、12月期 2.125月)		
退職手当	退職事由、勤続年数に応じて支給		
	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
時間外手当	▷支給実績(令和3年度決算) 17,039千円 ▷支給職員1人あたり平均支給年額(令和3年度決算) 284千円		